

# 国保料の算定方式変更による負担増緩和策

## 国保運営協議会(10月29日)で示される

### 名古屋市独自の緩和策を

国民健康保険法施行令の変更で、来年度から国保料の所得割の計算方式が「住民税方式」から「旧ただし書き方式」に変更され、

多人数世帯や障害者や寡婦(夫)世帯の保険料が増加したり、非課税世帯で新たに所得割を付加される世帯が生まれます。

日本共産党は負担軽減を行うよう本会議質問もしてきましたが、先日の国保運営協議会で緩和策が示されました。

### それでも10万世帯以上が負担増 非課税世帯36000世帯に新たに所得割

この緩和策で、保険料が増える世帯は120,000から107,000に減少、保険料引上率は1.33倍から1.20倍になり、値上率が2倍以上となる世帯は、7,000から2,000に減少。新たに所得割が賦課される非課税世帯は36,000(全世帯の10%)から、14,000(全世帯の4%)に減少するという説明がありました。

### 一般財源を活用した負担軽減策を

しかし、現行方式からの変更で保険料が上がる人が10万人もあり、新たに所得割がかかる人が36000人もあります。非課税世帯の新たな賦課を解消する経費は2億円です。保険料の枠内で対応するため、

#### 国保料の計算方式

- ・住民税方式 = 市県民税合算額 × 率
- \* 市県民税 = {所得 - (基礎控除 + 扶養や配偶者控除、保険料などの各種控除)} × 税率
- ・旧ただし書き方式 = {所得 - 基礎控除(33万円)} × 率

#### 名古屋市独自の緩和策

- ・住民税の配偶者控除・扶養控除(33万円)に替わるものとして、扶養家族1人につき33万円を控除。
- ・障害者・寡婦(夫)の保険料が増加しないよう、障害者等に係る住民税非課税限度額(125万円)と基礎控除額(33万円)との差額の92万円を控除

#### 緩和策の効果

増減率(倍)	旧ただし書き方式		増減	増減率(倍)	緩和策(新算定方式)		
	世帯数	割合(%)			世帯数	割合(%)	
1.33	2.0~	7,000	2.0	1.2	2.0~	2,000	0.6
	~2.0	31,000	8.7		~2.0	9,000	2.6
	~1.5	38,000	10.8		~1.5	36,000	10.1
	~1.2	44,000	12.2		~1.2	60,000	16.9
	小計	(120,000)	(33.7)		小計	(107,000)	(30.1)
-	126,000	35.4	同額	-	150,000	42.1	
0.82	0.9~	32,000	9.0	0.88	0.9~	46,000	12.8
	~0.9	32,000	8.9		~0.9	32,000	9.1
	~0.8	31,000	8.6		~0.8	19,000	5.3
	~0.7	16,000	4.4		~0.7	2,000	0.6
	小計	(110,000)	(30.9)		小計	(99,000)	(27.8)

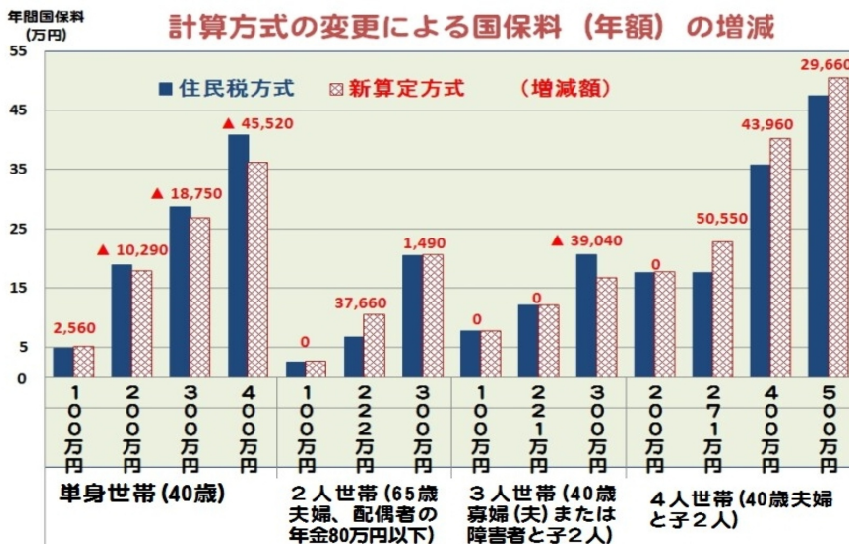
※平成24年度本算定データにより、平成24年度予算数値(356,000世帯)に換算して推計

#### 非課税世帯の内訳

区分	旧ただし書き方式		緩和策(新算定方式)		
	世帯数	世帯数	平均収入	平均保険料額	増加額
均等割のみ	115,000	137,000	111万円	3.1万円	-
新たに所得割を賦課	36,000	14,000	238万円	10.9万円	2万円

※収入の平均値はサンプル調査により推計。増加額は、住民税方式(本市現行方式)との比較。保険料額は、医療分・支援金分の額

高い保険料という本質を変えることができません。一般会計からの繰入での対策も必要です。



### 多人数世帯で負担増

左図は現行と新方式の保険料比較、下図がその負担増減額です。多人数世帯の負担増がわかります。

